

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成29年2月21日

自動車交通局貨物課長 殿

照会者名 露木・赤澤法律事務所
弁護士 露木 琢磨
住 所 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
虎ノ門実業会館6階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

1 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第3条

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) A社は、法人オフィス向けに、コピー機能、FAX機能、データ送受信機能を有するデジタルカラー複合機（以下、「複合機」という。）の設置業務等を主たる業としている。また、B社は、複合機の販売会社であり、顧客に対して複合機の販売をする際に複合機の設置作業も受託し、顧客から複合機の販売代金及び複合機の搬入設置料金を徴収している。

(2) A社は、今後、B社のほか、不特定の複合機販売会社（以下、「複合機販売会社」という。）から、各顧客に対する複合機の設置業務の再委託を受け、以下のようなフローに従って業務を実施する予定である。

複合機販売会社は、顧客からの依頼に迅速に対応するため、依頼の都度ではなく、あらかじめ運送業者を利用して、複数の複合機の在庫をA社の倉庫に搬入する。複合機販売会社からA社に対して複合機の設置依頼書が送付されると、A社は、当該依頼書に記載されたものと同種の複合機を倉庫から選別し、梱包状態にある複合機の部材除去（固定のためのビス類、発泡スチロールの除去）、通電テスト及び通紙テストを行う（以下、「設置準備作業」という。）。設置準備作業完了の確認後、A社は、同社の自動車を利用して複合機を倉庫から設置現場へ運送し、設置現場に置かれている複合機があれば、ステータスシート（設定項目や短縮ダイヤルリスト）記録を済ませて撤去を行ったうえで、新たな複合機を設置する。



(3) 精密機械である複合機は、開封時まで多数の部材によって嚴重かつ複雑に梱包されているところ、かかる部材除去を適正に行わずに長時間放置したり、通電テストを行ったりしてしまうと、複合機の故障が生じる。また、通電テスト及び通紙テスト前に、トナーやインクなどの消耗品を適正に設置しないと、交換作業に大幅な時間がかかることもある。このように、複合機販売会社が本来行うべき設置準備作業は、専門的な技術を要するうえ、当該作業の結果、当該複合機に故障が生じたり異常が見つかったりした場合には当該複合機を交換しなくてはならないこともあるため、A社としては、設置準備作業をA社倉庫内で済ませておく必要がある。加えて、設置現場では、外部とのネットワーク・FAX回線との接続設定後、仕様設定、ソフトウェアのアップデート、社内サーバーとの接続設定、スキャナー設定、リモート保守設定といった多くの作業（以下、「現場設置作業」という。）が必要となるうえ、複合機の種類に応じて設置準備作業や現場設置作業の方法・手順が異なるので、A社は従業員に対する設置準備作業及び現場設置作業のスキル教育に半年以上を費やしている。

以上のように、複合機の設置準備作業及び現場設置作業には、高度に専門的な技術が要求されている。

3 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

複合機をA社内から設置現場に運送する作業を含むA社の事業は、貨物自動車運送事業法第2条2号の「一般貨物自動車運送事業」には該当しないため、同法第3条の許可を要しない。

(根拠)

貨物自動車運送事業法における、貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物運送事業法における許可等が必要となる。ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととされている（自動車局貨物課長平成25年12月26日法令適用事前確認手続回答書等）。

A社は、設置準備作業のほか、外部とのネットワーク・FAX回線との接続設定、仕様設定、ソフトウェアのアップデート、社内サーバーとの接続設定、スキャナー設定といった高度に専門的な知識が必要となる現場設置作業のスキルを半年以上の時間を経て習得した従業員を使用しているところ、A社の従業員は、設置依頼書到達後速やかに、設置準備作業をA社倉庫内で完了し、複合機を自動車で設置現場まで運送し、（複合機が既にあれば撤去の上）、依頼された複合機の現場設置作業を実施する。上述のように、設置現場に運送する前にA社内で設置準備作業を済ませておく必要があり、かつ、複合機の撤去も現場設置作業と同時に行うしかないという実態も考慮すると、結局、A社は、複合機の設置準備作業、運送、撤去、現場設置作業を一連一体で行っていると言わざるをえず、各作業工程を分割して把握することは困難である。

また、高度に専門的な技術を要する設置準備作業や現場設置作業を一般的な運送業者が実施することも困難である。それゆえ、A社の業務の主たる目的及び複合機販売会社から期待されている本来的業務は、設置準備作業及び現場設置作業であり、複合機の運送行為は、複合機販売会社が本来自社内で行うべき設置準備作業をA社自身がA社倉庫内で行う必要性に伴って生じる付帯的な作業にすぎない。

対価の観点から見ても、A社は、複合機販売会社から、設置準備作業、運送、撤去、現場設置作業といった作業工程ごとに区別して料金を徴収するのではなく、トータルとしての料金徴収を予定しているため、運送行為が設置準備作業及び現場設置作業から独立しているとは言えない。

以上のような業務の実態及び対価の観点からすれば、A社の事業における複合機の運送行為は、A社の生業（主要業務）である複合機の設置準備作業及び現場設置作業と密接不可分であり、かつ、これに付帯して行われているにすぎず、当該運送行為が主要業務の過程に包摂していることは明らかである。

したがって、A社の事業は、「一般貨物自動車運送事業」に該当しないため、貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を要しない。

4 公表の延期の希望

希望する。

5 連絡先

東京都港区虎ノ門一丁目1番20号 虎ノ門実業会館6階

露木・赤澤法律事務所 弁護士 千崎 英生

TEL : 03-5251-5211

FAX : 03-5251-5212